

令和5年度 第3回磐田市障害者施策推進協議会 次第

日 時：令和6年3月26日（火）

午後1時30分～

場 所：i プラザ2階 ふれあい交流室1

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 第4期障害者計画 外2計画のパブリックコメントについて

..... 資料1

(2) 第6期磐田市障害福祉計画及び第2期磐田市障害児福祉計画の経過報告について

..... 資料2

(3) 令和6年度重点施策等について

..... 資料3

4 事務連絡

5 閉 会

いわたチャレンジプラン（第4期磐田市障害者計画）、第7期磐田市障害福祉計画、
第3期磐田市障害児福祉計画（案）に対する意見募集について（結果）

- 1 募集期間：令和6年1月16日（火）～令和6年2月16日（金）
- 2 意見：6件（1名）
- 3 意見内容とそれに対する市の考え方

No.	項目	意見内容	市の考え方
1	計画名について	一部の自治体で障害者計画にチャレンジ「ド」プランの名称を用いています。しかし、障害の社会モデルの考え方に立つと、そもそも障がい者にチャレンジを強いているのは社会の側です。社会の障壁が取り除かれれば、障がい者だけがいわゆる健常者とは異なる「チャレンジ」をする必要はありませんので、行政の作成する計画名で「チャレンジド」が使用されているのを見て違和感を覚えることがありました。 一方で、磐田市の計画名においては、安易にチャレンジ「ド」プランの名称を用いず、「チャレンジ」プランとし、障壁を取り除くために「みんなでチャレンジする」という意味を持たせたのは、素晴らしいことだと思います。	ご意見のとおり、「いわたチャレンジプラン」という計画名については、障がいのある人もない人も、市全体で障がい者への障壁を取り除くために、前向きに挑戦していくという意味で付けさせていただきました。この計画名のとおり、誰もがともに認め合い、支え合いながら、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らすことができるまちの実現を目指していきたいと思います。
2	P22 (2) 啓発・広報活動の推進 ① 福祉教育の充実	(2) ①に「小学校、中学校及び高等学校のカリキュラムに取り入れていきます。」とありますが、磐田市立の高等学校は無いと思います。高等学校のカリキュラムに取り入れることを市として実現できるのですか？	小中学校の総合学習等で、福祉教育を取り入れることはありますが、高等学校へのカリキュラムについて、市として、助言できる立場にないため、高等学校の文言は削除いたします。
3	P27 (2) 災害対策の促進 ③ 避難所の充実	(2) ③で避難所における要配慮者への配慮が示されていますが、実際の災害時には職員自身も被災者であり、市民が中心となって避難所を運営することになるかと思えます。そのような中で配慮が行き届くようにするには、事前に避難所での要配慮の例を市民に周知する事業が必要かと思えます。（聴覚障害者には音声情報が届かないので、情報伝達の際には文字情報も併用する必要があることなど）	P27 (2) ③表中、取組1「避難所運営の支援」事業として、毎年開催している自治会等を集めた避難所運営会議の中で、情報伝達の方法など視覚化も重要であることを伝えていきたいと思えます。
4	P32 (2) コミュニケーション支援体制の充実 ② 聴覚障がいのある人への通訳者派遣	②すでに試験に合格し、通訳者派遣等で活躍中の手話通訳者及び要約筆記通訳者のスキルアップに関する研修等の開催や支援もあると良いと思えます。	手話通訳者、要約筆記通訳者のスキルアップについては、個々のレベルにより一律の支援が難しいことや自己啓発によるところが大きいことから、市としての支援は難しいと考えています。通訳者の増加のため、合格率向上に力を入れていきたいと思えます。
5	P32 (2) コミュニケーション支援体制の充実 ③ 専任手話通訳者の設置	専任手話通訳者がiプラザに設置されていますが、他の建物（本庁や支所など）には設置されていません。各所に設置されるのが望ましいとは思いますが、それが難しい場合、遠隔で対応できる方法があると良いと思えます。例えば、タブレット端末等のテレビ電話機能を用いて、本庁等にいるろう者の来庁者とiプラザにいる手話通訳者をつなぎ、遠隔で手話通訳をすることが考えられます。	ろう者の方が気軽に行政手続きや相談ができるよう、支所への専任手話通訳者の設置に代わる、遠隔から手話通訳が利用できる効率的な方法を検討していきたいと思えます。③専任手話通訳者の設置に「また、支所での対応として、遠隔から手話通訳が利用できる様々な方法を検討していきます。」を加筆します。
6	P85 障がい者就労に関する数値目標	磐田市内障害者雇用率（民間）の実績及び計画が掲載されていますが、同様に、公的機関（磐田市役所）の数値も掲載してはいかがでしょうか？	別計画「磐田市障害者活躍推進計画」において、市としての目標を定め、その達成に向けて努めていることから、この計画においては、掲載の予定はありません。

磐田市障害福祉計画・磐田市障害児福祉計画（抜粋）

1 障害福祉サービスの実績及び計画

(1) 訪問系の実績及び計画

		実績					計画		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (年度末見込)	令和5年度	令和6年度	
居宅介護	利用者数 (人/月)	実績	74	73	74	81	83	93	89
		計画	83	87	83	88			
	サービス量 (時間/月)	実績	918	865	863	805	893	1,200	962
		計画	—	—	1,071	1,136			
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	実績	2	5	2	2	4	3	3
		計画	2	2	3	3			
	サービス量 (時間/月)	実績	162	305	295	385	430	240	600
		計画	—	—	240	240			
行動援護	利用者数 (人/月)	実績	6	7	7	7	8	8	9
		計画	2	2	7	8			
	サービス量 (時間/月)	実績	113	119	119	124	141	152	151
		計画	—	—	133	152			
同行援護	利用者数 (人/月)	実績	17	16	17	17	16	13	17
		計画	22	24	13	13			
	サービス量 (時間/月)	実績	90	131	122	148	112	111	127
		計画	—	—	111	111			
重度障害 者等包括 支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系の実績及び計画

			実績					計画	
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (年度末見込)	令和 5年度	令和 6年度
生活介護	利用者数 (人/月)	実績	290	303	296	294	323	316	311
		計画	318	328	305	310			
	サービス量 (日/月)	実績	5,629	5,797	5,963	5,951	5,830	6,320	6,220
		計画	—	—	6,100	6,200			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	実績	1	0	0	0	0	1	1
		計画	2	2	1	1			
	サービス量 (日/月)	実績	0	0	0	0	0	10	10
		計画	—	—	10	10			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	実績	22	26	21	17	16	22	16
		計画	19	19	22	22			
	サービス量 (日/月)	実績	320	324	319	269	188	363	219
		計画	—	—	363	363			
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	実績	48	45	42	38	43	53	48
		計画	43	46	51	52			
	サービス量 (日/月)	実績	945	854	728	694	737	954	848
		計画	—	—	918	936			
就労継続 支援A型	利用者数 (人/月)	実績	32	46	85	116	122	65	122
		計画	71	81	53	56			
	サービス量 (日/月)	実績	690	975	1,621	2,271	2,271	954	2,299
		計画	—	—	918	936			
就労継続 支援B型	利用者数 (人/月)	実績	288	302	319	326	336	368	341
		計画	305	315	323	345			
	サービス量 (日/月)	実績	5,484	5,829	5,988	6,129	5,977	7,066	6,377
		計画	—	—	6,202	6,624			
就労定着 支援	利用者数 (人/月)	実績	7	15	22	19	21	18	28
		計画	10	10	13	16			
療養介護	利用者数 (人/月)	実績	21	25	25	25	23	22	25
		計画	21	21	22	22			
短期入所 (ショートステイ)	利用者数 (人/月)	実績	53	46	31	42	55	52	62
		計画	72	76	50	51			
	サービス量 (日/月)	実績	312	293	217	271	296	388	353
		計画	—	—	374	381			

(3) 居住系サービスの実績及び計画

			実績					計画	
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (年度未見込)	令和5年度	令和6年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	実績	71	79	87	105	118	110	130
		計画	74	80	92	101			
施設入所支援	利用者数 (人/月)	実績	107	108	109	103	106	103	101
		計画	115	114	108	104			
自立生活援助	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0	1
		計画	1	1	0	0			

(4) 相談支援の実績及び計画

			実績					計画	
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (年度未見込)	令和5年度	令和6年度
計画相談支援	利用者数 (人/年)	実績	820	904	961	1,000	1,152	907	1,070
		計画	1,029	1,071	879	893			
地域移行支援	利用者数 (人/年)	実績	0	0	0	0	0	2	1
		計画	4	4	2	2			
地域定着支援	利用者数 (人/年)	実績	1	0	0	0	2	2	2
		計画	1	1	2	2			

2 障がい児支援

(1) 児童福祉サービスの実績及び計画

			実績					計画	
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (年度末見込)	令和5年度	令和6年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	201	212	184	250	253	212	236
		計画	195	198	218	215			
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	2,391	2,654	2,150	2,687	2,624	2,565	2,448
		計画	2,394	2,431	2,638	2,602			
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0			
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	0	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0			
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	実績	390	440	478	534	611	528	677
		計画	296	306	469	504			
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	4,449	5,587	5,615	6,949	7,705	6,494	8,538
		計画	3,543	3,663	5,769	6,199			
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	実績	109	134	130	126	134	142	142
		計画	84	84	132	138			
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	141	166	170	183	195	189	206
		計画	135	135	176	183			
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	1	2	2	1	3
		計画	1	1	1	1			
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	0	0	1	3	3	1	5
		計画	1	1	1	1			
障害児相談支援	サービス量 (人/年)	実績	443	721	771	810	922	776	974
		計画	556	569	722	755			
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター	配置数 (人)	実績	—	8	10	17	19	12	13
		計画	—	1	10	12			

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

			実績					計画	
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (年度末見込)	令和 5年度	令和 6年度
相談支援事業									
障害者相 談支援事 業	実施箇所数 (箇所)	実績	2	2	2	2	2	2	2
		計画	1	1	2	2			
相談支援 強化事業	実施箇所数 (箇所)	実績	1	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1	1			
住宅入居 等支援事 業	実施箇所数 (箇所)	実績	1	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1	1			
成年後見制度利用支援事業									
成年後見 制度利用 支援事業	市長申立 件数 (件/年)	実績	0	0	0	0	0	3	2
		計画	3	3	3	3			
コミュニケーション支援事業									
手話通訳 者・要約筆 記通訳者派 遣事業	延派遣回数 (回/年)	実績	368	459	478	530	466	480	437
		計画	483	507	480	480			
手話通訳 者設置事 業	設置人数 (人/年)	実績	1	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1	1			
日常生活用具給付等事業									
日常生活 用具給付 等事業	給付件数 (件/年)	実績	3,537	3,577	3,442	3,417	3,460	3,998	3,626
		計画	3,682	3,844	3,779	3,887			
移動支援事業									
移動支援 事業	利用時間 (時間/年)	実績	600	542	441	639	888	698	968
		計画	1,090	1,144	647	672			
地域活動支援センター事業									
地域活動 支援セン ター事業	実利用者数 (人/年)	実績	9	9	5	67	75	12	100
		計画	20	22	8	10			

			実績					計画	
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (年度末見込)	令和 5年度	令和 6年度
訪問入浴 サービス 事業	実利用者数 (人/年)	実績	25	23	18	18	18	28	17
		計画	21	22	26	27			
更生訓練 費給付事 業	申請件数 (件/年)	実績	0	0	0	0	0	0	0
		計画	1	1	0	0			
日中一時 支援事業	実利用者数 (人/年)	実績	446	366	374	381	373	447	413
		計画	457	480	418	432			
声の広報 等発行事 業	実利用者数 (人/年)	実績	41	22	15	22	22	22	29
		計画	41	21	21	22			

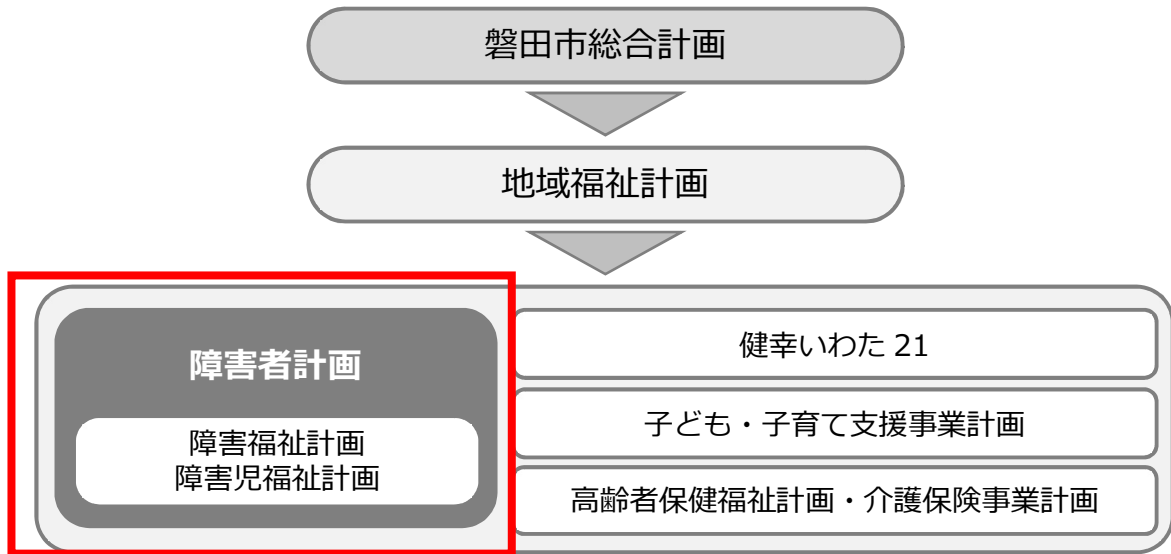
計画の位置づけ

○「障害者計画」

本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画

○「障害福祉計画・障害児福祉計画」

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、令和 5 年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策を定める



計画の期間

「障害者計画」

…平成 30 年度～令和 5 年度の 6 年間

次期 令和 6 年度～令和 11 年度

「障害福祉計画・障害児福祉計画」

…令和 3 年度～令和 5 年度までの 3 年間

次期 令和 6 年度～令和 8 年度



第2節 障害者（児）に対するサービスの概要

障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援）、地域生活支援事業（必須事業、その他の事業）、児童福祉サービスの概要です。

自立支援給付（訪問系サービス）

居宅介護	主な対象者	障害者（身体・知的・精神）、障害児
	実施内容	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
重度訪問介護	主な対象者	重度の要介護状態にあり、二肢以上の麻痺のある人
	実施内容	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
行動援護	主な対象者	自閉症、てんかん等のある重度の知的障害者・児、統合失調症等のある重度の精神障害者で常時介護を要する人
	実施内容	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
同行援護	主な対象者	移動に著しい困難を有する視覚障害者
	実施内容	移動時及びそれに伴う外出先においての視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	主な対象者	筋委縮性側索硬化症（ALS）等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者
	実施内容	常時介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うサービスです。

自立支援給付（日中活動系サービス）

生活介護	主な対象者	常時介護を必要とする人
	実施内容	昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の提供を行うサービスです。
自立訓練 （機能訓練）	主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者
	実施内容	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 （生活訓練）	主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障害者
	実施内容	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	主な対象者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）
	実施内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援 （雇用型：A型）	主な対象者	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で（利用開始時に65歳未満）、①就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、②特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、③就労経験があり、一般企業を退職した人
	実施内容	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行うサービスです。
就労継続支援 （非雇用型：B型）	主な対象者	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人。①就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（雇用型）の雇用に結びつかなかった人、②一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から、就労が困難となった人、③50歳に達している人、④企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（雇用型）の利用が困難と判断された人
	実施内容	就労や生産活動の機会の提供を行うサービスです。
就労定着支援	主な対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された人であって、就労を継続して6ヶ月を経過した人。
	実施内容	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う
療養介護	主な対象者	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、①筋萎縮性側索硬化症患者など呼吸管理を行っている人②進行性筋委縮症者、重症心身障害者
	実施内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービス。
短期入所 （ショートステイ）	主な対象者	障害者（身体・知的・精神）障害児
	実施内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

自立支援給付（居住系サービス）

共同生活援助 (グループホーム)	主な対象者	身体・知的・精神障害者で、①生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用者、②介護を必要とせず、就労している人
	実施内容	共同生活を行う住宅で、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	主な対象者	生活介護の対象者。自立訓練・就労移行支援の利用者で生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人
	実施内容	入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

自立支援給付（相談支援）

計画相談支援	主な対象者	障害福祉サービス又は地域移行支援、地域定着支援を利用する全ての障害者
	実施内容	障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めた「サービス等利用計画書」を作成します。また「サービス等利用計画」が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証、見直しを行うサービスです。
地域移行支援	主な対象者	施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者のうち、地域生活への移行を予定している人
	実施内容	住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービスです。
地域定着支援	主な対象者	地域移行支援により賃貸住宅等へ帰住した単身者及び同居している家族により支援を受けられない帰住者
	実施内容	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への対応を行うサービスです。

地域生活支援事業（必須事業）

相談支援事業	障害者相談支援事業	主な対象者	障害者等及び障害者の家族等
		実施内容	身体・知的・精神の3障害に対応した実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保するサービスです。
	相談支援強化事業	主な対象者	障害者等及び障害者の家族等
		実施内容	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援などを要する困難ケースなどへ対応できるよう専門的職員を配置し、機能の強化をはかるサービスです。
	住宅入居等支援事業	主な対象者	賃貸住宅への入居契約に際し連帯保証人の確保に窮している方等
		実施内容	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対して、相談・助言を通じて地域生活を支援するサービスです。
成年後見制度利用支援事業	主な対象者	成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者	
	実施内容	制度の利用を支援し、権利擁護を図るサービスです。	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業	主な対象者	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため地域生活などに支障がある障害者
		実施内容	手話通訳者・要約筆記者の派遣及び行政機関に手話通訳者を職員として設置し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。また視覚障害等に対応した支援についても、必要なサービスの提供を検討します。
日常生活用具給付等事業	主な対象者	重度の障害児・者	
	実施内容	日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行い、地域生活の支援を図るサービスです。	
移動支援事業	主な対象者	移動が困難な障害者	
	実施内容	外出のための支援を行うことにより、地域生活での自立及び社会参加を図るサービスです。	
地域活動支援センター事業	主な対象者	障害者等	
	実施内容	地域の実情に応じ、利用者に対して創造的活動、生産活動の機会を提供することによって社会との交流の促進を図るサービスです。	

地域生活支援事業（任意事業）

訪問入浴サービス事業	主な対象者	自宅での入浴介助や、デイサービスでの入浴サービスを利用することが困難な重度の身体障害者
	実施内容	障害者の生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提供して身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図るサービスです。
更生訓練費給付事業	主な対象者	身体障害者更生援護施設に入所している障害者
	実施内容	更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るサービスです。
日中一時支援事業	主な対象者	一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者
	実施内容	障害者の日中における活動の場を確保して、家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るサービスです。
声の広報等発行事業	主な対象者	文字による情報入手が困難な障害者等
	実施内容	音声訳により広報、自治会回覧情報等を提供するサービスです。
自動車運転免許取得助成事業	主な対象者	身体障害者
	実施内容	身体に障害のある人の自動車運転免許の取得費用に対し助成するサービスです。
自動車改造費助成事業	主な対象者	身体障害者
	実施内容	身体に障害のある人の自動車を改造するために要した経費に対し助成するサービスです。

児童福祉サービス

児童発達支援	主な対象者	障害児
	実施内容	児童発達支援センターなどの施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。
放課後等デイサービス	主な対象者	小・中・高等学校などに就学している障害児
	実施内容	授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
保育所等訪問支援	主な対象者	保育所、幼稚園、その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児
	実施内容	集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
障害児相談支援	主な対象者	障害児通所支援を利用するすべての障害児
	実施内容	ケアマネジメントを行い、サービス利用等の支援を行うサービスです。

令和 6 年度 磐田市重点施策

1 地域生活支援拠点の確保について（福祉相談課）

(1) 概 要

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための 5 つの機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制でソフト的な整備を行う。

■ 5 つの機能

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

(2) 構 想

- 5 つの機能を現状ある施設等で分散して受け持つ面的整備を検討中。運営は現状通り、主に障害者相談支援センターが行う。
- 緊急時の受け入れ対応については、親の生前より、利用者の事前登録により、短期入所での体験利用を活用し緊急受入体制を確保する。
- 市内外の入所施設事業者の受入登録を行い、事前登録をしていない障がい者の緊急時の受け入れ施設を確保する。

(3) 開設時期

- 令和 6 年度中の設置を目指す。
- 「地域生活支援拠点検討委員会（袋井市・磐田市）」を設置し地域生活支援拠点の体制整備に向け、現在協議中。

(4) 開設場所

- 磐田市国府台 57 番地 7 i プラザ 3 階 福祉課内

2 発達支援体制について（こども未来課）

- (1) 発達支援センター はあと
 - ・発達に課題を抱えた児童とその保護者、関係機関に対する相談支援
 - ・母子保健、子育て支援における心理相談
 - ・関係機関との連携支援

- (2) 幼児ことばの教室
 - ・令和5年度よりこども未来課に移管された。
 - ・令和6年度、田原幼稚園北園舎にサテライト教室を新たに設置

- (3) 医療的ケア児支援事業
 - ・保育所等において、集団的保育が可能な幼児に対し、医療的ケアを実施

- (4) 就学についての情報交換会
 - ・就学支援、特別支援教育、小学校生活の様子について情報提供
 - ・保護者同士の情報交換会
 - ・令和6年度は、進学や就労の情報提供加え、さらに外国籍向けも実施

2 発達支援体制について

- (1) 発達支援センター はあと
 - ・発達に課題を抱えた児童とその保護者、関係機関に対する相談支援
 - ・母子保健、子育て支援における心理相談
 - ・関係機関との連携支援

- (2) 幼児ことばの教室
 - ・令和5年度よりこども未来課に移管された。
 - ・令和6年度、田原幼稚園北園舎にサテライト教室を新たに設置

- (3) 医療的ケア児支援事業
 - ・保育所等において、集団的保育が可能な幼児に対し、医療的ケアを実施

- (4) 就学についての情報交換会
 - ・就学支援、特別支援教育、小学校生活の様子について情報提供
 - ・保護者同士の情報交換会
 - ・令和6年度は、進学や就労の情報提供加え、さらに外国籍向けも実施